(別紙)

職務内容及びセンター長の要件

１．法人名

一般財団法人 総合科学研究機構

２．法人の業務内容

(1) 目的

つくば・東海地域を拠点として、独立行政法人等公的機関、教育研究機関、民間企業、地域社会などと連携協力し、研究開発、研究支援、教育研修、情報交換などに関する事業を行い、総合科学及び先端的科学技術に関連する分野の発展並びに文化の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業

ア．産学官協働の理念に基づく先端的科学技術の研究開発及び研究支援

イ．基礎及び先端科学分野の教育研修及び国際交流に関連する事業

ウ．総合科学に関する調査研究及びそれに関連する事業

エ．高等教育及び科学技術の振興に関する調査研究と活動助成

オ．科学及び技術全般にわたる情報ネットワークの構築並びにその収集と提供

カ．研究書・定期刊行物の出版

キ．研究奨励並びに奨学に関する事業

ク．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

３． 東海事業センターの事業について

このうち、東海事業センターでは、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(共用法)に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（KEK）が共同で建設し運用している大強度陽子加速器施設（J-PARC）のうち、特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関（登録機関）に選定され、平成23年4月1日より東海事業センターで業務を開始しました。

この利用促進業務は、J-PARC物質・生命科学実験施設（MLF）内に設置されている中性子線共用施設の利用者選定業務と利用支援業務、並びに中性子線専用施設の選定業務に大別され、これらの業務は、JAEAとKEKが共同で設置しているJ-PARCセンターとの密接な連携協力の下に行われております。

※詳細は、 当機構及びJ-PARCのホームページを参照して下さい。

(http://www.cross.or.jp/、http://j-parc.jp/index.html)

４．職務内容

共用法に基づく、特定中性子線施設(J-PARC物質・生命科学実験施設)の利用促進業務（利用者選定業務及び利用支援業務）を推進するとともに、新たな科学の発展と知的文化の創出を目指し、産学官協働の理念に基づき活動するために必要となる事業の推進並びにセンター全体の運営管理業務を所管する。

５．センター長の要件

(1) 応募時の年齢

満６６歳未満（平成26年4月1日現在)

(2) 経験・能力等

① J-PARC施設の目的及び利用について、主旨を理解していること。

② 「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」(共用法)にもとづき、適切に対応できること。

③ 高エネルギー加速器研究機構、日本原子力研究開発機構、並びにJ-PARCセンターと連携が図れること。

④ 一般財団法人総合科学研究機構(CROSS)の経営方針を理解し、業務執行ができること。

⑤ 中性子科学のコミュニティと密接な連携が図れること。

⑥ 利用促進業務の利用者となる産業界などと交流が図れること。

⑦ 共用法にもとづく利用促進業務を長期的展望に立って運営できること。(登録機関の更新)

⑧ 共に、つくば国際戦略総合特区の指定地域である「つくば」と「東海」の連携が図れること。

⑨ 茨城県や東海村など地方自治体との協力関係が図れること。

⑩ センター長としてのリーダーシップを有していること。

６．勤務条件

(1) 勤務形態: 常勤

(2) 定年等の規定: 満60歳（ただし特任職員等により満69歳まで延長可)
特任職員は満69歳

(3) 勤務地: 茨城県那珂郡東海村白方162-1
(いばらき量子ビーム研究センター)

(4) 勤務時間: 当機構就業規則に準ずる。

(5) 給与: 当機構の規程等により定める。

(6) その他: 当機構の規程等に定めるところによる。

以上